

答申第 529 号

平成 21 年 11 月 11 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 2 月 5 日付けで諮問された学校給食に係る文書一部非公開の件
（諮問第 579 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特別支援学校の事務職員、バス運転士等が給食の注文を可能とする文書、特別支援学校の教職員が児童・生徒と同額で喫食できる根拠文書及び横浜地区の教職員対象の牛乳単価がわかる文書、平成15年度から19年度までの定時制夜間給食抜取検査実施要領並びに検食の負担金額を決定するに至った審議内容を記録した文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成20年12月10日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、学校給食に関する16項目の文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成20年12月24日付けで、本件行政文書のうち、特別支援学校の事務職員、バス運転士等が給食の注文を可能とする文書、特別支援学校の教職員が児童・生徒と同額で喫食できる根拠文書及び横浜地区の教職員対象の牛乳単価がわかる文書（以下「本件学校文書」と総称する。）、平成15年度から19年度までの定時制夜間給食抜取検査実施要領（給食実施日調査用紙及び実施スケジュール表記載用紙を除く。）（以下「本件要領」という。）、検食の負担金額を決定するに至った審議内容を記録した文書（以下「本件記録文書」という。）（以下これらを「本件対象文書」と総称する。）、特別支援学校の教職員の給食負担額が児童・生徒と同額であることがわかる文書、特定の特別支援学校の給食注文書、小学校の教職員等が学校給食の注文を可能とする文書及び児童と同額で学校給食を食べることを認める文書並びに特定の小学校の学校給食注文書については、いずれも当該文書を作成又は取得していないため存在しないとして公開を拒み、その余の本件行政文書を併せて一部非公開決定（以下「本件処分」と総称する。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成21年1月26日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分のうち、本件対象文書を非公開とした部

分の取消しを求めている趣旨の不服申立て(以下「本件不服申立て」という。)を行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件学校文書について

特別支援学校では事務職員が児童・生徒と同額で給食を喫食しているためこれを可能とする文書がないことは想定されず、必ずあるはずである。特別支援学校の給食に関する事項について問い合わせるために教育委員会の代表電話にかけると教育局保健体育課(以下「保健体育課」という。)につなぐし、教育局子ども教育支援課に聞くと保健体育課に転送しようとした。また、(財)神奈川県給食会(以下「県給食会」という。)に電話しても保健体育課に聞くことを勧められた。教育委員会ホームページでも小中高等学校と特別支援学校を含めた学校給食に関するデータの問い合わせ先として保健体育課となっている。これらのことから、保健体育課が、特別支援学校の給食に関する事務を統括しているといえるし、統括している以上、同課に本件学校文書が無いことはあり得ない。

(2) 本件要領について

本件要領は、学校給食業務の委託先の県給食会の発した文書かもしれないが、抜取検査が毎年実施されており、委託元の教育委員会が取得していないことは常識的に考えられない。本件要領と夜間給食抜取検査実施通知(以下「本件通知」という。)のどこが違うのか。同じものである。本件請求に際し、行政文書公開請求書には正確な文書名を記入すればよかったが、「給食実施日調査用紙及び実施スケジュール表記載用紙を除く。」と書き、本件通知には給食実施日調査用紙及び実施スケジュールが付いているはずであり、意図は通じるはずである。文書を隠したい実施機関の意図が読み取れ、取得していたことを隠しきれなくなったために苦し紛れの弁明をしているとしか思えない。

(3) 本件記録文書について

本件記録文書の公開請求は、検食費用の負担を求める保健体育課から発せられた依頼文書（以下「本件依頼文書」という。）が出されるに至った審議内容のすべてを求めるという趣旨であり、費用を負担させるようなことが担当者個人の思いつきで始められるわけではなく、班内での連絡調整、上司への説明資料等があるはずで、組織で仕事を進めている以上、これが無いことは大変おかしいことである。正式な会議記録はなくても、確認メモの類でも複数名で共有されていれば公開対象になるはずである。

- (4) 審査会に提出した意見書において、保健体育課に対して19項目の質問の回答を求める。この質問への回答により、保健体育課が特別支援学校の給食事務全般を統括していることが明らかになるはずである。

4 実施機関（教育局保健体育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件学校文書について

特別支援学校の給食は、学校給食法（以下「法」という。）により、その設置者である教育委員会が実施しているが、実際の事務は、全体を特定の課が所管するのではなく、各課が分担している。保健体育課では、法の施行等を所管し、特別支援学校に対して法で規定する学校給食実施基準（以下「本件実施基準」という。）及び学校給食衛生管理基準（以下「本件衛生基準」という。）に関する指導、助言等を分担している。特別支援学校の給食の実施については、各学校長が運営計画を立てて行っており、外部委託する場合には、各学校長が委託契約を締結している。また、教育委員会ホームページの特別支援学校を含めた学校給食に関するデータは文部科学省に報告した統計データであり、同省への報告を保健体育課で行ったので問い合わせ先としたものであり、特別支援学校の給食に関する担当課として表記したものではない。よって、保健体育課では特別支援学校の給食事務全般を統括していない。

以上のことから、本件学校文書を作成又は取得していない。

(2) 本件要領について

給食の抜取検査は、県給食会との委託契約書で県給食会が行うものと定

めており、実施機関では抜取検査の立会いを行うだけであり実施要領に当たるような文書は存在しない。県給食会から本件通知は受け取っているが、これは単なる日程の通知であり請求対象となる文書ではないと判断したし、不服申立人に確認したところ請求対象文書ではないとしている。また、抜取検査に関しては実施報告書を受領しているが、不服申立人が意図しているような文書ではない。

したがって、本件要領は取得していないし、実施要領に当たるような文書も存在しない。

(3) 本件記録文書について

本件依頼文書を施行した経緯は、予算の削減により決定したものであるが、検食費用に係る予算は財政当局と折衝をする性質のものではないため、本件依頼文書以外存在せず、審議内容を記した文書はない。

(4) 不服申立人からは、公開請求を受けるまでも何度か文書での説明を求められており、その都度、相当の文書を渡したり、説明を行っている。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件不服申立ての対象について

不服申立人は、実施機関が本件対象文書は保健体育課では管理していないことを説明してもなお、非公開等理由説明書に対する意見書及び意見陳述の場において、同課は特別支援学校の給食事務全般を統括しており、同課において当該文書を保有しているはずであると主張している。こうした不服申立人の主張を総合的に勘案すると、不服申立人はあくまでも保健体育課が管理する本件対象文書の公開を求めていると認められるので、当審査会においては、同課における行政文書の存否について検討することとする。

(3) 行政文書の存否について

ア 本件学校文書について

- (ア) 実施機関は、特別支援学校の給食に関する事務は教育委員会の各課が分担しており、保健体育課では、法の施行等を所管し、法に規定する本件実施基準及び本件衛生基準に関する指導、助言等を分担し、特別支援学校の給食の実施については、各学校長が運営計画を立て、外部委託する場合には、各学校長が委託契約を締結していることから、保健体育課では、特別支援学校の給食に関する事務全般を統括していないと説明している。
- (イ) 当審査会において、実施機関の分掌事務について確認したところ、教育委員会では、所掌事務の範囲を定めた神奈川県教育委員会教育局組織規則を制定しており、保健体育課は同規則において、学校給食に係る調査及び企画に関すること、法及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の施行に関すること等をつかさどる、と規定されている。
- (ウ) 実施機関は、特別支援学校に係る担当事務として法に規定する本件実施基準及び本件衛生基準について担当していると説明していることから、これらの基準について確認したところ、本件実施基準は学校給食の趣旨、対象、学校給食に供する食物の栄養内容、学校給食施設等について、また、本件衛生基準は学校給食施設・設備の衛生、学校給食従事者の健康管理、栄養教諭、献立、食品の選定、食品納入業者衛生管理、調理過程、検食・保存食等、衛生管理体制等について規定されており、不服申立人が求めている本件学校文書の内容とは直接関わりがあるものとは認められない。
- (エ) また、特定の特別支援学校における給食に関する契約事務について確認したところ、学校長が委託契約を締結していることが認められた。本件学校文書の中には委託契約の当事者であれば管理している可能性のある行政文書もあると思われるが、本県においては契約関係文書の管理については、契約に関する事務手続をした所属で行っていることから、契約事務を行っていない保健体育課に保管されていないとしても不自然ではないと考えられる。

(オ) なお、保健体育課では、定時制（夜間）の課程を置く高等学校における学校給食について、「神奈川県立高等学校における夜間給食実施要綱」（以下「本件要綱」という。）を制定しており、本件要綱には、趣旨、対象者、給食内容、経費負担、夜間給食の委託等に関する項目が定められていたことから、当審査会において、特別支援学校に係る同様の要綱が制定されていないかについても確認したが、その存在を確認することはできなかった。

(カ) 以上のことから、保健体育課においては、本件学校文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

イ 本件要領について

(ア) 実施機関は、本件要領について、県給食会から本件通知を受け取っているが、単なる日程の通知であり請求対象となる文書ではないと判断し、また、不服申立人に確認したところ当該通知は請求対象文書ではないとされ、他に不服申立人が意図しているような文書も無いことから、本件要領は取得していないし、実施要領に当たるような文書も存在しないと説明している。

(イ) 実施機関は、公開請求に係る行政文書の特定に当たっては、行政文書公開請求書に係る記載内容について、請求者の意図を確認しその把握に努めながら、公開請求の対象となる行政文書を判断することが求められる。本件請求においては、不服申立人が公開請求に係る行政文書の内容として、「平成15年度から19年度までの定時制夜間給食抜取検査実施要領（給食実施日調査用紙及び実施スケジュール表記載用紙を除く。）」と具体的に記載していること及び実施機関が不服申立人に行政文書の内容を確認していることから考えると、実施機関が本件通知を請求対象となる文書ではないと考え、本件要領は取得しておらず、実施要領に当たるような文書も存在しないと判断したことは、不合理とはいえない。

ウ 本件記録文書について

(ア) 本件記録文書について、実施機関は、本件依頼文書を施行した経緯は予算の削減により決定したものであり、検食費用に係る予算は財政当局と折衝をする性質のものではないため、本件依頼文書以外存在せず、審議内容

を記した文書はない、と説明している。

(イ) 検食を行う者にその費用の負担を求めることとした経緯が、保健体育課内における予算の審議等において、財政当局による調整の対象とならない事業に係る予算削減に対応するため、単に当該予算の削減額相当分について検食を行う者の負担とすることが適当であると判断されたものであったと認められることから、同課がこの判断を行うに当たり、特に資料等を作成しなかったとしても明らかに不合理であるとまではいえないものと考えられる。

したがって、本件依頼文書以外存在しないとの実施機関の説明は、不自然とまではいえない。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、不服申立人の3(4)の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 2 月 6 日	○ 諮問受理
2 月 12 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 25 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 26 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 9 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
5 月 26 日 (第84回部会)	○ 審議
6 月 23 日 (第85回部会)	○ 審議
7 月 13 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
7 月 28 日 (第86回部会)	○ 審議
8 月 27 日 (第87回部会)	○ 審議
9 月 15 日 (第88回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 21 年 11 月 11 日現在) (五十音順)